

重要事項説明書

諫早市中央部地域包括支援センター
(指定介護予防支援事業所)
(事業所番号 第 4200400010 号)
〒854-0061 諫早市宇都町 29-1
TEL0957-27-0730 FAX0957-27-0740

(1) 事業の目的

利用者が、日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉のサービスを適切に利用出来るよう介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成し、指定介護予防サービス・諫早市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）等の実状を把握・報告する。

(2) 運営の方針

- ①利用者が、可能な限り自宅で生活できるように支援する。
- ②指定介護予防サービス・総合事業等を、効率的に利用できるよう多様なサービスや介護予防の取り組みを積極的に活用できるよう支援する。
- ③利用者及びその家族に、適切かつ十分な情報を提供し、自己選択できるよう配慮する。
- ④指定介護予防サービス・総合事業等の提供が確保されるよう関連機関との連携に努める。

(3) 職員

管理者	1名（包括的支援事業保健師と兼務）
主任介護支援専門員	1名
社会福祉士	1名
保健師	1名
介護支援専門員	7名

(4) 受付時間

月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
8時30分～17時15分

(5) 利用料

介護予防サービス計画等の作成については、自己負担はありません。

(6) 解約料

いつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

(7) 通常の事業の実施地域

諫早市内の中央部圏域を事業の実施地域とします。

諫早小学校区	東小路町、高城町、仲沖町、上町、栄町、八坂町、本町、東本町、旭町、厚生町、幸町、八天町
上山小学校区	西郷町、新道町、立石町、上野町、野中町、船越町、原口町、西小路町、宇都町
北諫早中学校区	福田町、泉町、金谷町、城見町、天満町、日の出町、本明町、目代町

(8) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- ②高齢者虐待防止のための指針を整備する。
- ③高齢者虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。

(9) 業務継続計画の策定について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(10) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底する。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(11) 苦情対応

- ①利用者は、提供した介護予防支援・総合事業に苦情がある場合または事業者が作成した介護予防サービス計画等に基づいて提供された指定介護予防サービス・総合事業等に苦情がある場合には、事業者、諫早市または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ②事業者は、苦情対応の窓口、責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- ③事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(12) 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定介護予防サービス・総合事業等の提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに、その家族及び諫早市に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

(13) 守秘義務

業務上知り得た利用者及びその家族に係る情報の守秘義務を遵守します。